



市場・世論・社会調査及びデータ分析に関する
ICC/ESOMAR 国際綱領改定（案）

2025 年 4 月

3 次翻訳版

※) ISO (JIS) 文書との用語の整合性は、可能な範囲で確保している。

はじめに

市場・世論・社会調査及びデータ分析に関する ICC/ESOMAR 国際綱領（以下「本綱領」という）は、調査のデータ収集方法や導き出された結論に対して、調査のユーザー、発注者、及び一般市民が信頼を置けるように設計されている。誤った情報や偽情報が蔓延し、急速な進化を続けるデジタル環境の中で、すべての利害関係者間において、調査に対する信頼がこれまで以上に重要になっている。

市場・世論・社会調査及びデータ分析は、ソーシャルメディア、人工知能（AI）（シンセティックデータを含む）、その他の新興技術によって推進される、継続的でダイナミックな変化に直面している。調査プロセスの細分化は、データの収集、整理、分析、解釈の方法を変革しつつある。典型的な調査プロジェクトでは、多くの関係者が関与する可能性がある。クライアントは、調査の全部または一部を委託する個人または団体であるのと同時に、調査の全部または一部を実施する主体にもなりうる。これらの発展と監督の重要性は、誰が調査計画を委託し、誰が業務に貢献しているのかを特定し、この綱領の遵守に関してそれぞれの明確な責任性と説明責任を明らかにすることが、これまで以上に重要となっていることを意味する。

本綱領と今回の改訂

本綱領は、50 カ国以上の 60 以上の協会によって承認されており、70 年以上前に確立され、1977 年から国際商業会議所（ICC）と協力して開発されてきた。この綱領は、170 カ国以上、4500 万人以上の会員を擁する ICC が採択したこと、大きな重みを増している。この綱領は、その妥当性を維持するために何度か改定され、最新の更新は 2016 年に行われた。今回の 2025 年の改定は、高い倫理基準の推進を通じて世界中の人々の信頼を醸成し、責任ある地球市民として調査を支持し続けることによって、この綱領が常に最新で、目的に適合していることを確実にすることを目的としている。この改定は重要であり、倫理的行動、説明責任、透明性、及び人間による監視の必要性を強調している。

市場・世論・社会調査及びデータ分析

市場・世論・社会調査及びデータ分析は、人々の態度、ニーズ、行動に関する客観的で事実に基づく情報とインサイトを提供し、企業、政策立案者、意思決定者が最適な行動方針を決定できるようにすることを目的としている。効果的な自主規制に対する調査業界のコミットメントとして、本綱領はプライバシーの保護、注意義務の履行、職業上の責任性の推進、法律の遵守を優先する。

綱領の責任と解釈

本綱領は、市場・世論・社会調査及びデータ分析における、倫理的及び専門的な行動に関する包括的な一連の条項を表している。社会の信頼を維持し、各国の国内法及び国際法の遵守を確実にし、業界のベストプラクティスを維持するための基準を設定する。リサーチャーやアナリストは、従来の方法を使用するか新しい技術を使用するかにかかわらず、調査の参加者、クライアント、一般市民に対する倫理的、専門的、法的責任を果たすことが求められている。本綱領はまた、国連の「市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）」第 19 条で定められているように、リサーチャーが情報を求め、共有する権利を確認する。

本綱領は、市場・世論・社会調査、定性的及び定量的なデータ分析に関わるすべての人に適用され、セルフサービスプラットフォームを使用している場合も含まれる。リサーチャーは、役割と影響力のレベルに応じて綱領を遵守しなければならない。この文脈において、改定された綱領は、クライアントまたは調査の発注者に、彼らが契約する外

注業者が綱領を認識し、完全に遵守することを確実にする追加的な責任を課している。

本綱領は、すべての ESOMAR メンバー、本綱領を採択・実装する各国の市場調査協会及び自主規制機関、ならびに調査プロセスの一部に含まれるか、または関与するすべての関係者に義務付けられている。

本綱領は、その精神と具体的な文言の両方で適用されることが望ましい。本綱領は、他の関連する ICC 及び ESOMAR の行動規範、ガイドライン、原則及びフレームワークの解釈とともに適用されなければならず、これらの解釈は、具体的な調査の手法及び実践における本綱領の適用の背景を提供するものである。これら及び他の類似の文書は、www.iccwbo.org 及び www.esomar.org で入手できる。

基本原則は、本綱領の主要なテーマを要約したものである。

条項に含まれるタイトル（小見出し）は本綱領の一部であり、そのように解釈されるべきである。

用語の定義

本綱領の目的上、次の用語は特定の意味を持つ。

人工知能 (AI) とは、人間の知能と問題解決能力をシミュレートするように設計された一連のテクノロジーである。

子どもとは、12歳以下の人の指す¹。下記の「若者」も参照。

クライアントとは、社内外の個人または組織、部署または部門であって、調査の全部または一部を依頼、委託または購入するものを意味する。

同意とは、個人データの収集、処理、およびあらゆる使用に関する明確な情報に対して、個人が自由に与えた、具体的かつ十分な情報に基づいた了承の意思表示を意味する。

データ分析とは、調査の目的のために、隠れたパターン、未知の相関関係、傾向、好み、及びその他の有用な情報を明らかにするために、データセットを統合し、または調べるプロセスを意味する。

データ主体とは、データが調査で使用される個人/人を意味する。

危害とは、有形または物質的な損害 (身体的な傷害や金銭的損失など)、精神的または道徳的な危害、無形の危害 (評判や信用の毀損など)、または私生活への過度の介入を指す。

個人/人とは、合成、仮想またはデジタル的に作成されたペルソナや実体と区別するための、自然人を意味する。

調査以外の活動とは、個人の態度、意見、行動を変えることを意図して、個人データが収集または分析された個人に対して直接的な行動をとることを意味する。

受動的なデータ収集とは、個人/人の行動または態度を観察、測定、または記録することによる個人データの収集を意味する。

個人データとは、個人/人 (データ主体) に関するすべての情報であって、直接または間接的に² 識別できる³ ものを意味する。

一次データとは、リサーチャーが調査の目的のために個人/人から直接収集するか、または個人/人について収集したデータを意味する。

プライバシー通知 (プライバシーポリシーと呼ばれることもある) とは、組織または個々の事業者が、データ主体の個人データを収集、利用、開示、管理する理由と方法を記述したプライバシー慣行の公表された要約を意味する。

調査とは、調査の目的で適用されるデータ分析を含む、あらゆる形態の市場・世論・社会調査を含み、個人及び組織に関する情報の体系的な収集、分析、及び解釈を意味する。それは、統計的または分析的な手法や技法を使用

¹ 適用される国・地域の法律によっては、「子ども」の定義が異なる場合がある。

² 直接的な識別子の例としては、名前、特定の地理的位置、電話番号、写真、音声、またはビデオの記録がある。間接的な識別子は、データ主体を識別するために組み合わせて使用できる識別子である。間接的な識別子の例としては、個人の身体的、生理学的、精神的、経済的、文化的、または社会的特徴に対する参考情報がある。

³ 適用される国・地域の法律によっては、間接的な識別可能性の定義が異なる場合がある。一部の行政区域では、データ保有者が個人を識別できない場合でも、データを個人データとみなすことができる。また、他の行政区域では、法的手段によって個人を再識別できる場合にのみ、個人データとみなされることがある。

し、インサイトを生成し、商品やサービスの提供者、政府、非営利組織、一般市民による意思決定を支援するための応用社会科学、行動科学、データ科学、及びその他の科学技術を使用する。

リサーチャーとは、調査プログラムの全部または一部を実施する個人または組織を意味する。

二次データとは、別の目的で収集され、その後に調査で使用されるデータを意味する。

合成(シンセティック)データとは、現実世界のデータの特徴を再現するために生成された情報を意味する。

合成(シンセティック)ペルソナとは、実際の個人またはグループの行動、嗜好、及び特徴を模倣するために生成された、個人のデジタル的な表現を意味する。

脆弱な人とは、一時的または永続的な認知障害やコミュニケーション障害を持つ人を含め、自発的かつ情報に基づいた意思決定を行う能力が限られている可能性のある個人または人を意味する。

若者とは、13才から17才まで⁴ の青年を意味する。若者という言葉は、同じ意味で複数形でも使われている。

⁴ 適用される国・地域の法律によっては、「若者」の定義が異なる場合がある。

基本原則

本綱領は、現在の環境における市場・世論・社会調査及びデータ分析の役割と関連性を網羅する5つの基本原則に基づいている。これらは、本綱領の条項の解釈と適用の基礎となることが意図されている。合法性が基本であるが、本綱領は、法的 requirement 事項を超えた倫理基準を支持している。

1. すべての調査は、合法的で、正直で、透明性があり、誠実でなければならない。
2. すべての調査は、十分な注意を払って行われなければならない。相互作用は公正で、敬意を払い、データ主体を傷つけないようにしなければならない。
3. データ主体は、自らの個人データがどのように収集され、使用されるかを明確に理解しなければならない。すべての個人データは、不正なアクセスや使用から完全に保護されなければならない。
4. リサーチャーは、倫理的に行動し、調査に対する社会の信頼と信用を損ない、その評判を傷つけるようなことをしてはならない。
5. リサーチャーは、適用される方法、技法や技術に関係なく、自らが実施する調査に対して全体的な責任と監督責任を負う。調査に間接的に協力する者は、その活動、専門知識、及び管理能力に見合った、相応の責任を負う。

条項

データ主体に対する責任

Article 1 注意義務

- (a) 調査のデータ主体として直接または間接的に参加を求められたすべての個人（子ども、若者、その他の脆弱な人々を含む）には、参加を拒否する権利がある。これには、可能な場合は二次的なデータ収集の対象者も含まれる。
- (b) 個人データが定量的または定性的調査のために、直接または間接的に収集されるかどうかにかかわらず、リサーチャーは、参加によって危害が生じないことを確実にしなければならない。
- (c) 必要不可欠な個人データは、当該国・地域の法律で定義されているように、生命の脅威や虐待的な状況下では例外的に緊急サービス（日本語版注記：警察、消防など）に開示することができる。
- (d) リサーチャーは、調査が、その完全性と提供された情報の機密扱いの両方に対する社会的信頼に依存していることに留意しなければならない。したがって、リサーチャーは、調査と調査以外の活動を明確に区別し、真摯に維持することに努めなければならない⁵。
- (e) データ収集を開始する前に、データ主体には、調査以外の活動（プロモーション、商業活動、顧客体験の追跡調査など）について通知しなければならない。調査以外の目的については、別途同意を取得しなければならない。そのような要請は、調査活動とは明確に区別されなければならない。

Article 2 子ども、若者、その他の脆弱な人々

- (a) 子どもがデータ主体として関与する場合、また適用される法律でそのような同意が要求されている場合は常に、親、法的な保護者、または責任ある成人から同意を取得しなければならない。

リサーチャーは、子どもから追加の個人データを収集する前に、データ主体の対象年齢を特定し、同意を取得しなければならない。この時点で、収集する情報の性質と範囲を、同意を提供する明確な手段と共に提示しなければならない。
- (b) リサーチャーは、子どもや若者の調査への参加を考慮する際には、特別な注意を払わなければならぬ。調査の内容と性質は、彼らの年齢、成熟度、認知能力の違いに関して適切でなければならない。調査のプロセスを通じて、リサーチャーは子どもや脆弱な人が持ちうる、または示す可能性のある感受性について注意を払わなければならない。

⁵ リサーチャーでなくとも、調査と商業活動を明確に区別することが重要であるため、ICC 広告・マーケティング・コミュニケーション規約第7条に注意を払う。マーケティング・コミュニケーションは、真の商業目的について透明でなければならず、それを偽ってはならない。したがって、商品の販売やサービスの契約を促進するコミュニケーションは、例えば、ニュース、編集事項、市場調査、消費者調査、消費者レビュー、ユーザーが作成したコンテンツ、個人のブログ、ソーシャルメディアへの個人的な投稿、独立したレビューなどに偽装してはならない。

- (c) リサーチャーが個人データを第三者に開示しなければならないのは、親、法的保護者、責任ある成人からの同意を取得した後、または法律によって開示が認められている場合のみである。
- (d) 脆弱な人々に協力を依頼する場合、リサーチャーは、彼らが十分な情報に基づいて意思決定を行うことができ、調査の依頼に協力するよう過度に圧力をかけないようにしなければならない。

Article 3 データの最小化

- (a) リサーチャーは、あらゆる調査プロジェクトにおける個人データの収集または処理を、調査の目的に合理的かつ直接的に関連する情報に限定しなければならない。(第6条eを参照)
- (b) データが二次契約業者またはその他の第三者の協力業者に提供される場合、リサーチャーは合意されたサービスを実行するために必要な最小限の個人データのみが移転されることを確実にしなければならない。そのようなデータは、いかなる追加的な目的にも使用してはならない。

Article 4 一次データ収集

- (a) 調査の目的のためにデータ主体から直接個人データを収集する場合：
 - i. リサーチャーは、組織、企業、または独立した実務家を代表するかどうかにかかわらず、速やかに身元を明らかにしなければならず、データ主体はリサーチャーの身元を容易に確認できなければならない。また、データ主体が、調査に関する懸念や質問について、リサーチャーの所属組織に迅速かつ容易に連絡できるようにしなければならない。
 - ii. データ収集のための合成ペルソナの使用については、調査の開始時にデータ主体に明確に通知しなければならない。
 - iii. リサーチャーは、参加が自発的なものであり、調査の一般的な目的と性質に関する明確かつ正確な情報に基づいていることを確実にしなければならない。その情報は、調査の開始時に提供されなければならない。方法論的にそれが不可能な場合には、できるだけ早い機会にデータ主体に通知しなければならない。
 - iv. リサーチャーは、何らかの活動が再連絡を伴う場合はデータ主体に通知し、そのような再連絡に対するデータ主体の同意を求めなければならない。唯一の例外は、品質管理のための再連絡と有害事象の報告である。
 - v. リサーチャーは、個人データをどのくらいの期間、どのような目的で保持するかについて明確な説明を提供しなければならない。
- (b) データ主体から間接的または受動的にデータを収集する場合：
 - i. データ収集はデータ主体の同意に基づき、上記(a)i~vのすべての条件を満たさなければならない。
 - ii. 同意を得ることが不可能な場合、リサーチャーはデータを収集するための法的に許容される根拠を持たなければならない。また、リサーチャーは、運用上可能な限り速やかに、個人を特定する特徴を削除または不明瞭にしなければならない。
- (c) リサーチャーは、データ主体がいつでも調査から離脱できるようにしなければならない。データ収集中にデータ主体が調査から離脱した場合、すべての個人データを削除しなければならない。

- (d) データ主体は、技術的及び運用上可能であり、調査の結果に影響を与えない場合には、自らの個人データを修正するためのアクセス権を持たなければならない。

Article 5 二次データの使用

個人データを含む二次データを使用する場合、リサーチャーは以下のことを確実にしなければならない。

- (a) 意図された使用が、データが最初に収集された目的と品質に一致しており、追加のデータ収集または処理のために再利用する明確な根拠があること。
- (b) 意図された使用は、最初の収集時に明確に除外されておらず、契約上の制限、著作権または知的財産権に違反していないこと。
- (c) データの使用が、データ主体に直接危害をもたらすことはなく、そのような危害を防止するための措置が講じられていること。

Article 6 データ保護とプライバシー

- (a) リサーチャー及び二次契約業者は、データ主体が、データが使用される特定の目的に同意し、そのような移転に同意した場合を除き、データ主体の個人データをクライアントに共有または移転してはならない。
- (b) リサーチャーは、データ主体が明確かつ容易にアクセスできるプライバシー通知を提供しなければならない。追跡ツールが使用される場合には、データ主体からデータが収集される前に、そのことについても通知しなければならない。
- (c) リサーチャーは、高度な分析技術が使用されている場合でも、推論された身元を含む個人データが演繹的開示によって追跡できないようにするための措置を講じなければならない。そのような技法には、クロス分析、小規模なサンプル、その他の形式の推論、またはクライアントの記録、二次データ、または公開されているデータセットなどの追加データとの組み合わせが含まれることがある。
- (d) リサーチャーは、個人データが安全に保持されるようにするために、あらゆる合理的な予防措置を講じなければならない。個人データは、紛失、不正アクセスなど、たとえばサイバー攻撃、ハッキング、破壊、誤用、改ざん、変更、開示、またはデータを侵害する可能性のあるその他の行為などのリスクから保護されなければならない。
- (e) 個人データは、必要な期間を超えず、収集または使用された当初の目的のためにのみ保持される。その後、データは匿名化または削除されなければならない。
- (f) リサーチャーは、個人データをクライアント、二次契約業者、またはその他の第三者の協力業者に移転する前に、そのような受信者が少なくとも同等のセキュリティ対策を維持し、適用されるすべてのデータ保護及びデータ侵害に関する法律を遵守することを確実にしなければならない。
- (g) リサーチャーは、個人データがある行政区域から別の行政区域に移転されるデータ主体のデータ保護権が維持されることを確実にするために、特に注意を払わなければならない。そのような移転は、データ主体の同意なしに行われてはならず、第4条 (a) i-v に記載されているすべての条件を満たしていなければならない。さらに、リサーチャーは、セキュリティ対策と本綱領のデータ保護原則がすべての当事者によって遵守されることを確実にするために、あらゆる合理的な措置を講じなければならない。

- (h) 個人データを含むデータ侵害が発生した場合、リサーチャーは、関係するデータ主体に対して注意義務を負う。これらのデータ主体は、関係する規制当局とともに、適用される法律で要求されるとおりに、侵害について通知されなければならない。

クライアントに対する責任

Article 7 調査目的への適合

- (a) リサーチャーは、目的に適合し、クライアントと合意した要求事項と品質を満たし、第9条(a)に適合する調査を設計しなければならない。これに該当しないと考えられる場合は、クライアントに報告し、問題を解決することが望ましい。
- (b) リサーチャーは、対象集団に適し、意図されたターゲット集団を可能な限り正確に反映した研究計画を慎重に設計しなければならない。また、調査が定義されたターゲット集団をどの程度反映しているかに影響を与える可能性のある、データソースや母集団の代表性における潜在的なギャップなどの限界についても透明性を持たなければならない。
- (c) リサーチャーは、クライアントに対し、調査手法、データソース、品質管理、使用した分析、考え得る限界など、調査結果の妥当性、導き出されたインサイトや結論を評価できるように十分な技術的情報を提供しなければならない。
- (d) リサーチャーは、調査結果、事実、及びそれらの解釈がデータによって明確かつ適切に裏付けられていることを確実にしなければならない。また、調査結果、それらに対するリサーチャーの解釈、導き出されたインサイトや結論、または行われた推奨事項を明確に区別しなければならない。
- (e) クライアントは、データセットの編集、分析、または調査結果の解釈にAIまたはその他の新興技術を使用する場合には、その旨を知らされなければならない。これには、合成データ及び合成ペルソナの使用が含まれる。このような状況では、人間による監視の範囲を明記しなければならない。
- (f) リサーチャーは、調査データまたは付随資料が、調査またはクライアント関連の情報源から得られたものであるかどうかにかかわらず、AIまたは新興技術によって使用される際に機密を保持することを確実にしなければならない。アクセスは、安全で管理された環境下に厳密に制限されなければならない。
- (g) 要求に応じて、リサーチャーは、適切な機密保持契約に基づき、データ収集とデータ準備作業の品質に関する独立した検査をクライアントが実施することを許可しなければならない。

Article 8 透明性、機密性、責任

- (a) リサーチャーは、データと調査結果の収集、整理、処理、分析または解釈に影響を及ぼす可能性のある、調査における既知の、潜在的な、または疑いのあるバイアスを特定し、透明性を確保しなければならない。
- (b) リサーチャーは、著作権などの知的財産(IP)の制限、またはデータの再利用や応用に関連するプライバシーの要求事項を遵守しなければならない。

- (c) 要求に応じて、リサーチャーは、二次契約業者の使用を（日本語版注記：クライアントに）申告しなければならない。
- (d) すべての当事者は、リサーチャー、クライアント、二次契約業者、またはデータ主体のいずれが関係するかどうかにかかわらず、紛争を解決するために誠意を持って取り組まなければならない。
- (e) リサーチャーは、クライアントとの間で別段の合意がない限り、クライアントとのすべての連絡内容及び調査のすべての結果を秘密にしなければならない。

一般市民に対する責任

Article 9 調査結果の公表

調査結果を公表する場合：

- (a) リサーチャーとクライアントは、データソース、サンプリング、方法論などを含む、結論の妥当性を評価するのに十分な情報を、一般市民が入手できるようにしなければならない。これは、一般市民が容易に理解できる形式でなければならない。
- (b) 合理的な要求があれば、リサーチャーは、公表された調査結果の妥当性を検証するために十分な技術情報と明確な文書を適時に利用できるようにしなければならない。リサーチャーとクライアントは、データのサンプリング、展開、分析、解釈においてAI、合成データ、またはその他の新興技術が重要な役割を果たしたかどうか、また人間の監視がどの程度関与していたかを開示しなければならない。
- (c) リサーチャーは、データによる十分な裏付けがない限り、調査内容や結論を公表してはならず、また、そのような公表に自らの名前や所属組織の名称を関連付けることを許可してはならない。
- (d) リサーチャーは、クライアントによる調査結果の公表の形式と内容について、必ず相談を受けることを確実にしなければならない。クライアントとリサーチャーの双方には、公表された結果が誤解を招くものではなく、調査結果に不当な選択性がないことを確実にする責任がある。
- (e) 調査がデータ主体の身元または個人データの公表を伴う場合、リサーチャーは、どのデータが公表されるかを事前にデータ主体に明確に通知し、公表前に同意を取得しなければならない。

リサーチャーに対する責任

Article 10 専門家としての責任

- (a) リサーチャーは、正直で、透明性があり、誠実かつ客観的でなければならない。データや情報の収集、処理、分析が、適切な科学的調査の原則、方法及び技術に従って行われていることを確実にしなければならない。
- (b) リサーチャーは倫理的に行動し、調査に対する社会の信頼と信用を損ねたり、評判を傷つけるようなことをしてはならない。

- (c) リサーチャーは、職業上及びビジネス上のすべての取引において率直かつ正直でなければならない。
- (d) リサーチャーは、自己のスキル、経験、活動、または所属組織の活動について、虚偽または誤解を招くような記述をしてはならない。
- (e) リサーチャーは、他のリサーチャーを不当に批判してはならない。
- (f) リサーチャーは、一般に認められている公正な競争の原則に従わなければならない。
- (g) リサーチャーは、調査の契約に関連する潜在的な利益相反をクライアントに申告しなければならない。

Article 11 法的責任

- (a) リサーチャーは、適用されるすべての国際法、国内法、現地の行動規範、専門職の基準または規則を遵守しなければならない。市場・世論、社会調査及びデータ分析に関する ICC/ESOMAR 国際綱領がより高い基準を課す場合は、リサーチャーはその高い基準に従わなければならない。
- (b) リサーチャーとクライアントは、公表された調査結果と知見の中に、プライバシーまたは知的財産権(IP)侵害、AIの適用とトレーニングデータに関連するものを含む著作権侵害などがないことを確認しなければならない。

Article 12 コンプライアンス

- (a) リサーチャーは、調査が本綱領に従って実施されていること、クライアント及びすべての二次契約業者を含むその他の調査関係者が本綱領の要求事項を遵守することに同意していること、適切な場合に、調査のすべての段階のすべての組織、企業、人々によって本綱領が適用されることを確実にしなければならない。すべての関係者は、適切な場合に、契約に本綱領の遵守に関する条項を含めることが推奨される。
- (b) リサーチャーによる本綱領違反の是正は望ましいことだが、違反を免責するものではない。
- (c) ESOMAR メンバーが本綱領違反の可能性に関する ESOMAR の懲戒調査に協力しない場合は、本綱領違反とみなされる。これは、本綱領を実装する他の自主規制機関のメンバー及びその責任機関による懲戒調査にも適用される。

Article 13 実装

- (a) 本綱領とその基本原則が採択された後は、適切な自主規制機関によって、地域、国内及び国際レベルで実装されなければならない。リサーチャー及びクライアントは、調査に関連する各国・地域の自主規制文書及び適切な自主規制機関によって出された決定にも精通していなければならない。
- (b) 本綱領に含まれる原則の解釈に関する要請は、ESOMAR 専門職基準委員会、または特定の状況下では、国際 ICC マーケティング・広告委員会に提出し、ICC 綱領解釈パネルによる検討を受けなければならない。